平成２１年（フ）第１０７号
北海道滝川市幸町１丁目３番25号
債務者　松前　美香
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２１年（フ）第１０８号
北海道樺戸郡浦臼町字ウラウシナイ183番地の353
債務者　榎本　俊春
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２１年（フ）第１０９号
北海道砂川市西五条北16丁目１番３―15号
債務者　和久津佑介
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２１年（フ）第１１０号
北海道芦別市北五条西４丁目７番地
債務者　大須田修一
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２１年（フ）第１１１号
北海道砂川市東五条南10丁目１番２号
債務者　西村　　隆
1　決定年月日時　平成21年８月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２１年（フ）第９５号
青森県三沢市美野原１丁目３番地14号　浜田貸家、申立時の住所青森県三沢市東岡三沢３丁目75番地17号　コーポ小笠原３号室
債務者　大谷　真紀
1　決定年月日時　平成21年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２１年（フ）第３４８号
埼玉県越谷市瓦曽根２丁目８番66号　グランドール岸401
債務者　吉田　美紀
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第３５９号
埼玉県越谷市大字袋山1183番地７
債務者　中山　春美
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第３７５号
埼玉県越谷市大字弥十郎313番地３
債務者　松本とよ子
1　決定年月日時　平成21年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第２８６号
埼玉県本庄市柏１丁目６番14号
債務者　佐々木敏彦
1　決定年月日時　平成21年８月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第２９１号
埼玉県羽生市東６丁目14番地７　ラフォーレモンターニュ202
債務者　與那嶺　浩
1　決定年月日時　平成21年８月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第３２４号
埼玉県東松山市若松町２丁目６番29号　アートパレス東松山Ｎｏ．７―110
債務者　畠山　路子
1　決定年月日時　平成21年８月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第３３６号
埼玉県羽生市南７丁目５番地18　サニーコーポ102
債務者　石丸みどり
1　決定年月日時　平成21年８月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第３４８号
埼玉県熊谷市上中条1393番地１
債務者　横村　喜山
1　決定年月日時　平成21年８月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２１年（フ）第６５３号
千葉市若葉区若松町413―46　ドミールＡ101、住民票上の住所千葉県印旛郡栄町酒直747番地
債務者　山田　桂子
1　決定年月日時　平成21年８月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第７３６号
千葉市花見川区長作町1231番地　油井マンション207号
債務者　大村　徳子
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第７７７号
千葉市花見川区さつきが丘１丁目34番８棟104号
債務者　佐藤　和惠
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第８２０号
千葉県習志野市袖ケ浦２丁目６番１―507号
債務者　渡邉　一仁
1　決定年月日時　平成21年８月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月13日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係